

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好
和歌山県和歌山市元寺町3丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成27年9月2日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、2013年度の政務活動費について、森礼子議員（以下「森議員」という。）に対し金38万8千円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 森議員

同人は、現職の和歌山県議会議員であり、2013年度に受領した政務活動費を違法・不当に支出している相手方である。

イ 政務活動費（公金）の受領及び支出

森議員は、2013年度に、地方自治法第100条第14項から同条第16項及び和歌山県政務活動費の交付に関する条例第5条の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることのできないモンゴル調査経費に支出した。

ウ 政務活動費を充てることのできないモンゴル調査経費

(ア) 海外視察の判断基準

森議員が政務活動費から支出しているモンゴル調査などの海外視察について、東京高裁平成25年9月19日判決（山梨県議会の平成21年度及び同22年度政務調査費に関する控訴審判決）は、「観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。」と判示している。なお、当該判決は最高裁を経て既に確定している。

上記判例は極めて妥当な判決であり、本件のモンゴル調査の判断基準とするのが相当である。

本件条例が政務活動費を充てることのできる経費とする「調査研究費」の内容は、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めており、かつ、政務活動費の手引には、充実に適さない経費の例示として、①私的用途による観光、レクリエーション、旅行に要する経費、②宿泊費の一部として充当する夕食・朝食以外の食糧費などとし、

海外調査費については、①明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とする、②旅行会社等から詳細な見積書を徴収し、算定の基礎を明確にする、③日程中に政務活動以外の活動が含まれる場合は、当該経費を明確に控除する、と定めており、上記山梨県の定めと同旨であるから、この点でも、上記判例は本件の判断基準とするのが相当である。

そして、上記判例は、上記判断基準に基づき、視察の客観的な実体を認定し、その解明を行うとともに、客観的に調査研究の実質（議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの）の存否の解明を行い、実質的には視察に名を借りた観光中心の私的旅行と断じている。

したがって、本件モンゴル調査についても、海外視察の客観的な実体から、客観的に公金を充てることのできる調査研究の実質（議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの）が備わっているか否かを判断すべきである。

(イ) モンゴル調査の違法・不当

森議員のモンゴル調査に関する内容について、公文書開示請求により公開された収支報告書及びその添付資料、森議員のホームページ、新聞報道等の情報では、公金を使途する以上、本来、県民に説明されるか公にされるべきであるといえるモンゴル調査の明確な目的と必要性、モンゴルでの調査研究先、日程、経費の算定基礎などが分かりかねたので、請求人らが所属する「市民オンブズマンわかやま」として同議員に対し、公開質問を行った。同公開質問は、回答期限を7月5日としていたが、現在に至るも何の連絡もなく回答もない。公金を使途した以上、説明することが当然であると思料できる質問に回答がないことは、質問に対する回答を持ち合わせていないからだと推測されてもやむを得ないというべきである。それ故、上記の内容から、モンゴル調査が政務活動費（公金）を充てるにふさわしい海外視察であったか否かを判断せざるを得ない。

そうすると、視察目的が明確とはいえない上に、モンゴルを視察することの必要性に関することを何ら窺うことができず、その必要性は見いだせない。また、視察の具体的な行先、日程、経路等の具体的なことは何ら窺うことができず、日程等が合理的であったと解することはできない。かつ、調査研究の具体的なことについても何ら窺うことができず、調査研究を伴った視察旅行であったと解することはできない。さらに、経費の内訳も何ら窺うことができず、合理的かつ妥当な経費であったと解することもできない。

したがって、本件モンゴル調査には、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致した調査研究の実質が見いだすことができず、本件モンゴル調査の経費に政務活動費を支出することは全て違法・不当である。

エ 森議員の不当利得と県の損害

上述したとおり森議員は、2013年度のモンゴル調査費38万8千円について、政務活動費から違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は、同等額の損害を被っている。

オ 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有して

いるにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

カ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第 242 条第 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

- ア 収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料
- イ 修正収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料
- ウ 公開質問状（市民オンブズマンわかやま作成）
- エ 森議員のモンゴル調査に関するホームページ掲載部分
- オ 朝日新聞スクラップ
- カ 毎日新聞スクラップ
- キ 「星礼会」の収支報告書抜粋とモンゴル調査に関する添付資料
- ク 政務活動費の手引・抜粋

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 27 年 9 月 3 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費の返還請求を行っていないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 27 年 9 月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 7 項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、本県議員の政務調査費（平成 14 年度から同 17 年度分及び同 18 年度分）に関する返還訴訟判決及びモンゴル観光ツアー募集企画書（本件海外調査に関する企画書ではなく一般的なモンゴル観光旅行の内容が分かる資料）が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、「政務活動費の本質（趣旨・目的）と判断基準等」及び「モンゴル調査費に政務活動費を充てることの違法・不当」について陳述があった。

4 関係人調査の実施

森議員に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 主文

知事が違法に財産の管理を怠っているという本件請求には理由がないので、棄却する。

2 事実関係の確認

本件海外調査に関する政務活動費 38 万 8 千円について、森議員から全額返還の申出があり、平成 27 年 10 月 29 日付けで当該金額が納入されていたことを確認した。

第 5 監査委員の判断

本件政務活動費については、既に森議員から全額返還されており、知事が財産の管理を怠っているという本件請求に理由はないと判断する。